

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)に罹患した場合の試験実施上の配慮等

高崎商科大学及び高崎商科大学短期大学部の 2025年度入学試験において、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)に罹患した場合の試験実施上の配慮等を下記の通り行います。配慮の適用を希望する場合には、当該事象が発生した段階ですみやかに広報・入試課(027-347-3379)に連絡の上、『受験上の配慮申請書』を提出してください。『受験上の配慮申請書』は公式サイトの入試ページよりダウンロードすることができます。

1 学校推薦型選抜 ※『受験上の配慮申請書』の提出が必要です

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)に罹患し治癒していないため、2026年度入学試験要項にて告知されている試験日での受験が不可能な場合、下記の通り別日程への受験振替を行います。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

試験日当日に発熱(37.5度以上)または体調不良の症状(咳、喉の痛み、全身倦怠感等)等を申告した者は、別室受験で受験するか、下記の通り別日程への受験振替を行います。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

対象入試区分	本来の試験日	振替後の試験日
学校推薦型選抜Ⅰ期 全入試区分	2025年11月22日(土) ※系列校推薦は11月8日(土)	2025年12月17日(水)
学校推薦型選抜Ⅱ期 全入試区分	2025年12月17日(水)	2026年2月5日(木)

2 総合型選抜 ※『受験上の配慮申請書』の提出が必要です

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)に罹患し治癒していないため、2026年度入学試験要項にて告知されている試験日での受験が不可能な場合、下記の通り別日程への受験振替または追試験を行います。総合型選抜探究・プレスト型については受験振替や追試験を行わず検定料返金による対応となりますので、ご注意ください。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

試験日当日に発熱(37.5度以上)または体調不良の症状(咳、喉の痛み、全身倦怠感等)等を申告した者は、別室受験で受験するか、下記の通り別日程への受験振替または追試験を行います。総合型選抜探究・プレスト型については受験振替や追試験を行わず検定料返金による対応となりますので、ご注意ください。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

受験上の配慮申請による受験振替			
対象入試区分		本来の試験日	振替後の試験日
Ⅰ期	専願制	【1次試験】2025年10月11日(土) 【2次試験】2025年10月25日(土)	受験上の配慮申請者と個別に協議の上、 別日程を設定し、受験振替または追試験を行います。
	併願型		
	将来未定型		
	探究・プレスト型		追試験は行わず入学検定料を返金します。
Ⅱ期	専願型	【1次試験】2025年12月6日(土) 【2次試験】2025年12月13日(土)	受験上の配慮申請者と個別に協議の上、 別日程を設定し、受験振替または追試験を行います。

3 一般選抜 ※『受験上の配慮申請書』の提出が必要です

① 一般選抜(前期)

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)に罹患し治癒していないため、2026年度入学試験要項にて告知されている試験日での受験が不可能な場合、追加の受験料を徴収せずに後期へ振替受験を行います。ただし、後期での振替受験が不可能な場合や、振替受験する入試の入学検定料が異なる場合には検定料の全額または差額を返金します。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

試験日当日に発熱(37.5度以上)または体調不良の症状(咳、喉の痛み、全身倦怠感等)等を申告した者は、別室受験で受験するか、追加の受験料を徴収せずに後期へ振替受験を行います。ただし、後期での振替受験が不可能な場合や、振替受験する入試の入学検定料が異なる場合には検定料の全額または差額を返金します。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

なお、以下の事項については注意が必要です。

【注意が必要な事項】

高崎商科大学 商学部 経営学科及び会計学科の一般選抜後期は、一般選抜前期と異なり選択科目に「公民」が設定されておりません。よって、一般選抜前期にて「公民」を選択科目とする受験生が後期への振替受験を行う場合には、あらためて希望する選択科目の調査を行います。

② 一般選抜(後期)

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)に罹患し治癒していない者は、受験振替や追試験を行わず入学検定料を返金します。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

試験日当日に発熱(37.5度以上)または体調不良の症状(咳、喉の痛み、全身倦怠感等)等を申告した者は、別室受験で受験するか、受験振替や追試験を行わず入学検定料を返金します。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

4 特別選抜・3年次編入型選抜 ※『受験上の配慮申請書』の提出が必要です

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)に罹患し治癒していないため、2026年度入学試験要項にて告知されている試験日での受験が不可能な場合、下記の通り別日程への受験振替または追試験を行います。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

試験日当日に発熱(37.5度以上)または体調不良の症状(咳、喉の痛み、全身倦怠感等)等を申告した者は、別室受験で受験するか、下記の通り別日程への受験振替または追試験を行います。配慮を希望する場合には、『受験上の配慮申請書』の提出が必要です。

対象入試区分		本来の試験日	振替後の試験日
特別選抜 (大学・短大)	社会人 帰国子女 留学生	2025年12月17日(水)	受験上の配慮申請者と個別に協議の上、 別日程を設定し、受験振替または追試験を行います。
3年次編入型選抜 (大学)	指定校		
	一般		
	留学生		

本学学にて新型コロナウイルス感染症等クラスターが発生した場合

本学にて新型コロナウイルス感染症クラスターが発生した場合には、当初の試験日を延期し、別日程にて試験を実施します。延期された日程にて受験が不可能な場合には、検定料を返金することとし、他日程への受験振替や追試験は行いません。